

# 生産情報公表豚肉の日本農林規格

制定 平成 16 年 6 月 25 日農林水産省告示第 1219 号  
改正 平成 18 年 2 月 28 日農林水産省告示第 210 号

(目的)

第 1 条 この規格は、生産情報公表豚肉の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
生産情報	豚肉の生産に係る次に掲げる情報をいう。 (1) 出生の年月日 (2) 管理者（豚の所有者その他豚を管理する者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所並びにその管理の開始の年月日 (3) 豚の飼養のための施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日 (4) とさつの年月日 (5) 豚の管理者の連絡先 (6) と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該豚がとさつされたと畜場の名称及び所在地 (7) 管理者が給餌した飼料の名称 (8) 管理者が使用した動物用医薬品（薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 49 条の規定により農林水産大臣が指定する医薬品並びに同法第 83 条の 4 第 1 項又は第 83 条の 5 第 1 項の規定により使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品に限る。以下同じ。）の薬効別分類及び名称
生産情報公表豚肉	次条及び第 4 条の規格に適合する豚肉をいう。
個体識別番号	豚の個体を識別するために必要な番号又は記号で生産行程管理者が豚ごとに定めるものをいう。
豚群識別番号	30 頭以内の群で当該群に属さない豚が混入しないよう管理されたもの（以下「豚群」という。）を識別するために必要な番号又は記号で生産行程管理者が豚群ごとに定めるものをいう。

2 前項の表生産情報の項(8)の薬効別分類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 麻酔剤
- (2) 催眠鎮静剤
- (3) 解熱鎮痛消炎剤
- (4) 鎮痙剤
- (5) 自律神経剤

- (6) 強心剤
- (7) 鎮咳きよ痰剤
- (8) 利尿剤
- (9) (6)から(8)までに掲げる薬剤以外の循環器官系用剤、呼吸器官系用剤及び泌尿器官系用剤
- (10) ホルモン剤
- (11) 子宮収縮剤
- (12) サルファ剤
- (13) 合成抗菌剤
- (14) 抗原虫剤
- (15) 抗生物質製剤
- (16) 内寄生虫駆除剤
- (17) (12)から(16)までに掲げる薬剤以外の寄生性皮膚疾患用剤
- (18) ワクチン
- (19) 抗血清
- (20) (18)及び(19)までに掲げる薬剤以外の生物学的製剤

(生産情報公表豚肉の規格)

第3条 生産情報公表豚肉の生産の方法についての基準は、生産情報を一頭ごと又は一豚群ごとに正確に記録するとともに、その記録を保管し、事実即して公表していることとする。ただし、一頭ごとに生産情報を記録するとともに、その記録を保管している豚肉にあっては、いずれの豚から得られた豚肉であるかを識別することが困難である場合は、同一の認定生産行程管理者（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第2項又は同法第19条の3第2項の規定による認定を受けた生産行程管理者をいう。）の30頭以内の荷口ごとに事実即して公表していることとする。

第4条 生産情報公表豚肉の品質に関する表示の基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
表示事項	<p>次に掲げる事項を表示してあること。ただし、(3)に掲げる事項にあっては、生産情報が、小売業者以外の販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい個所又は豚肉に近接した掲示その他見やすい場所に事実即して表示されている場合には、省略することができる。</p> <p>(1) 個体識別番号又は豚群識別番号</p> <p>(2) 前条ただし書の規定により荷口ごとに生産情報を公表している場合にあっては、個体識別番号に代えて荷口番号（当該荷口を識別するために必要な番号又は記号をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 生産情報の公表の方法</p>
表示の方法	<p>生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）第3条第1項第1号に掲げる事項、個体識別番号、荷口番号、豚群識別番号及び生産情報の</p>

	<p>公表の方法の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1) 名称 その内容を表す一般的な名称の次に括弧を付して「生産情報公表豚肉」と記載すること。</p> <p>(2) 個体識別番号、荷口番号又は豚群識別番号 小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい個所又は豚肉に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。</p> <p>(3) 生産情報の公表の方法 ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい個所又は豚肉に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。</p>
表示禁止事項	表示事項の項に規定する事項及び前条の規定により公表された生産情報の内容と矛盾する用語を表示していないこと。